

2011年3月10日  
(平成23年)

藤沢市教育委員会  
委員長 岩本 育子 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項  
に係るコンピュータ処理について（答申）

2011年2月28日付けで諮問（第465号）された生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

本市では，これまで災害発生時等に学校からの緊急情報は電話連絡のみで，保護者の携帯へメール配信するまでは至っていない。しかし，電話連絡だけでは伝達に時間がかかったり，不在等で連絡が遅くなったりといったことが起こり，児童生徒の安全確保が難しくなる可能性がある。特に，白浜養護学校の児童生徒は通学時にスクールバスを利用しており，天候によりスクールバスが通常運行できないケース等では外でバスを待っている保護者に早急に連絡をする必要がある。

このような理由から，緊急時に児童生徒の安全を確保するため，保護者に学校からの緊急情報をメールで一斉に配信するシステムを利用し，4月から稼働を予定している。

このことから、条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 学校メール配信の概要

「学校メール配信」（以下「本サービス」という。）は、白浜養護学校の緊急連絡等の情報を本サービスの利用者（保護者）に対して、白浜養護学校がメール配信サービス会社に委託して電子メールにより配信するもの。本サービスを利用したい保護者は、携帯電話又はパソコンによりインターネットを通じてメール配信サービス会社にオンラインで利用登録をすることで利用できるようになる。

なお、本サービスの業務委託契約は単年度契約であるが、次年度以降も同様に事業を継続したいと考えており、次年度以降のコンピュータ処理についてもあわせて意見を求めるものである。

(3) コンピュータ処理をする必要性

本サービスは、災害発生などの緊急時に事前に登録をした保護者に、学校からの緊急情報を瞬時に保護者に配信し、児童生徒の被害を未然に防ぐことを目的とすることから、保護者のメールアドレス等をコンピュータ処理する必要がある。

(4) コンピュータ処理をする個人情報の項目

利用者となるためには、保護者が携帯電話又はパソコンによりインターネットを通してオンラインで児童生徒氏名、保護者メールアドレスを登録する必要（学校から指定した属性「学年・クラス・バス・地域」に対応した登録画面により行う）がある。

児童生徒氏名や保護者メールアドレスについては、メール配信サービス会社のサーバで管理しており、学校では、個人情報を管理しない。

(5) 機器構成

メールシステム

(6) 安全対策

ア 安全対策について

携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる）により暗号化されてサーバに送信するため、セキュリティが確保される。

メール配信会社は24時間体制で運用管理及び保守・メンテナンスを行う。また、データベースに触れる可能性のあるスタッフは行動が記録として保存される。スタッフのパソコンは外部記憶装置（フロッピー等）を使用できないように処理されている。

保護者のユーザー情報については、伏せ字で表示、学校側もシステム管理

側もユーザー情報を知ることができない。管理画面の操作は制限され、ユーザー情報の閲覧やメール送受信等を行うことはできない。

イ 日常的な処理体制について

本システムの運営については、メール配信サービス会社と業務委託契約を締結し、個人情報の保護の措置を講ずるとともに、藤沢市白浜養護学校学校メール配信システム運用規程（案）を遵守し情報の保護に努めるものである。

(7) 実施時期

2011年（平成23年）4月1日（予定）

(8) 提出資料

ア 業務委託請書（案）

- ・藤沢市立白浜養護学校 学校メール配信仕様書（案）
- ・データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書（案）

イ システム構成図

ウ ユーザー証書（案）

エ 藤沢市白浜養護学校 学校メール配信システム運用規程（案）

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

本サービスが、災害発生などの緊急時に事前に登録をした保護者に、学校からの緊急情報を瞬時に保護者に配信し、児童生徒の被害を未然に防ぐことを目的とすることから、保護者のメールアドレス等をコンピュータ処理する必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

ア 安全対策

(ア) 携帯電話及びパソコンによりオンラインで登録される情報はSSL（エスエスエル：インターネット上で情報を暗号化して送受信する通信手段で、セキュリティ技術を組み合わせ、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができる）により暗号化されてサーバに送信するため、セキュリティが確保される。

(イ) メール配信会社は24時間体制で運用管理及び保守・メンテナンスを行う。

(ウ) データベースに触れる可能性のあるスタッフは行動が記録として保存される。スタッフのパソコンは外部記憶装置（フロッピー等）を使用できない。

いように処理されている。

- (エ) 保護者のユーザー情報については、伏せ字で表示、学校側もシステム管理側もユーザー情報を知ることができない。管理画面の操作は制限され、ユーザー情報の閲覧やメール送受信等を行うことはできない。

イ 日常的な処理体制

本システムの運営については、メール配信サービス会社と業務委託契約を締結し、個人情報の保護の措置を講ずるとともに、藤沢市白浜養護学校学校メール配信システム運用規程（案）を遵守し情報の保護に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上